

新・放課後子ども総合プランに係る琴浦町の行動計画 (2020～2024年度)

1. 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画について

すべての児童が安心・安全な居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、文部科学省及び厚生労働省が平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定。このプランを継承し、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に策定されました。上記プランには「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」の計画的な整備の推進が記載されており、各自治体においては次世代育成支援対策推進法の規定に基づく行動計画の策定が義務化されております。

そこで琴浦町でも上記指針に基づき、第2期「琴浦すくすくプラン」(2020～2024年度)を補完する行動計画を策定します。

放課後対策の重要性の高まり

○放課後の安全・安心な居場所を確保する必要性

- ・共働き家庭等の児童に、家庭に代わる生活の場を提供する必要性
- ・小学校の余裕教室など、校外に移動せずに安全に過ごせる場所の必要性

○多様な体験と遊びの機会の提供の必要性

- ・次代を担う人材を育成のため、多様なプログラムや学習支援を充実する必要性
- ・すべての児童と一緒に体験や活動をする場の必要性
- ・地域資源を活用した特色ある多様なプログラムの必要性

※放課後児童クラブ・・・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生へ放課後の生活の場を提供し、保育を行う事業。

※放課後子供教室・・・安全、安心な子どもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う事業。

※一体型・・・放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。

※連携型・・・放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加するもの。

2. 本町における実施状況(令和元年度末時点)

(1) 放課後児童クラブ

- ・5か所設置(うち公営4か所、民営1か所)しており、日曜日以外で保護者が昼間不在の小学生を対象に町内すべての小学校区で実施。

	浦安	聖郷	八橋	赤碕	船上
実施会場	多世代交流施設	聖郷小学校	八橋小学校	赤碕保育園	赤碕文化センター
利用登録者数	47名	35名	40名	37名	29名
定員数	70名	40名	40名	40名	40名

(2) 放課後子供教室

- ・赤碕小学校区と船上小学校区に設置し、毎週水曜日に、地域の方々の協力を得て、地区公民館を活用した習字や自主学習や遊び活動等を実施。町内5小学校区のうち、2小学校区で実施。

令和元年度	赤碕	船上
実施会場	赤碕地区公民館	成美地区公民館
平均利用児童数	28名	34名
実施回数	44回	33回

3. 本町の具体的方策、目標等行動計画

(1) 放課後児童クラブの2024年度に達成されるべき目標事業量

- ・2019年度時点、町内すべての小学校区で実施しており、今後も引き続き実施していく。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2024年度に達成されるべき目標事業量

- ・放課後子供教室への参加の呼びかけまたは、放課後子供教室スタッフの派遣などをおした年に数回の連携型での実施を検討する。2024年度までに、1箇所を実施することを目指す。

(3) 放課後子供教室の2024年度までの整備計画

- ・新たな放課後子供教室の開設については、希望する学校区を調査、把握し、地域と学校現場の現状と需要に鑑みて検討し必要があれば整備していく。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的なまたは連携による実施に関する具体的な方策

- ・情報提供や相互協力を検討できるように打ち合わせの機会を作り、放課後対策事業に係る課題解決に努める。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・余裕教室、体育館、校庭、図書館等の一時利用を年間計画策定の中で検討する。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る子育て応援課（福祉部局）と社会教育課（教育委員会）の具体的な連携に関する方策

- ・情報提供や相互協力を検討できるように打ち合わせの機会を作り、放課後対策事業に係る課題解決に努める。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- ・各関係機関と連携し、個人情報の取り扱いに十分に配慮しながら、より丁寧な対応に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

- ・令和元年度時点、町内すべての小学校区で平日休日ともに午後6時30分までの利用を行っており、今後も引き続き実施していく。

(9) 各放課後児童クラブが、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- ・「遊び・生活の場」のバランスのとれたカリキュラムの提供に努めます。

(10) 国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- ・広報、ホームページなどで活動の様子を掲示するなど地域住民が事業の理解を深められるように周知します。